別表六（二十九）　記載要領

1　この表は、法人が震災特例法第17条の３第１項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）、第17条の３の２第１項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）又は第17条の３の３第１項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「同上のうち特定給与等の額　(4)」の欄は、「同上のうち損金の額に算入される金額　(3)」の金額のうち平成31年４月１日から平成33年３月31日までの間に震災特例法第17条の３第１項に規定する指定を受けた法人が当該指定をした同項に規定する認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した同項に規定する認定を受けた同項に規定する復興推進計画に定められた同項に規定する復興産業集積区域（同項に規定する地域を含む市町村の区域を除く。）内に所在する同項に規定する産業集積事業所に勤務する同項に規定する被災雇用者等に対して支給する同項に規定する給与等の額を記載すること。

3　「福島県知事の認定又は確認を受けた日　(5)」の欄は、震災特例法第17条の３の２第１項の規定の適用を受ける場合には「又は確認」を消し、震災特例法第17条の３の３第１項の規定の適用を受ける場合には「認定又は」を消すこと。

4　「税額控除限度額 $\left(((3)-(4)) \times \frac{10}{100} + (4) \times \frac{7}{100} \right)$ 又は $\left((7) \times \frac{20}{100} \right)$　(8)　」の欄は、震災特例法第17条の３第１項の規定の適用を受ける場合には「又は $\left((7) \times \frac{20}{100} \right)$」を消し、震災特例法第17条の３の２第１項又は第17条の３の３第１項の規定の適用を受ける場合には「$\left(((3)-(4)) \times \frac{10}{100} + (4) \times \frac{7}{100} \right)$ 又は」を消すこと。

別表六(二十一)の表中「16 | 平・・ | 平・・ | 平・・ | 平・・ | 平・・ | 平・・」を「16 | ・・ | ・・ | ・・ | ・・ | ・・ | ・・」に、「22 | 平・・ | 平・・ | 平・・ | 平・・ | 平・・ | 平・・」を「22 | ・・ | ・・ | ・・ | ・・ | ・・ | ・・」に改める。

別表六の二(二)の表中「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配」を「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配」に、「集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託を除く。）の収益の分配」を「社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配」に、「剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配又還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」を「集団投資信託は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」に、「平・・」を「剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」に改める。